

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

大気汚染防止法施行令（昭和四十二年政令第三百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（報告及び検査）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、<u>法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七条の五第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。</u>この場合において、<u>法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、<u>法第十七条の十一、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる</u></u>場合に行うものとする。</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（報告及び検査）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、<u>法第二十六条第一項の規定により、揮発性有機化合物排出施設を設置している者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法、揮発性有機化合物の処理の方法、揮発性有機化合物濃度並びに法第十七条の四第二項の環境省令で定める事項について報告を求め、又はその職員に、揮発性有機化合物排出施設を設置している者の工場若しくは事業場に立ち入り、揮発性有機化合物排出施設及びその関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。</u>この場合において、<u>法第二十七条第二項に規定する揮発性有機化合物排出施設を設置する者に対しては、<u>法第十七条の十、第二十三条第二項又は第二十七条第四項の規定による権限の行使に関し必要と認められる</u></u>場合に行うものとする。</p> <p>5～7（略）</p>

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 (略)

2 (略)

一 法第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十七条の七第一項並びに第十七条の十三第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の八及び第十七条の十一の規定による命令に関する事務

三 法第十七条の十三第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 八 (略)

3 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十三条 (略)

2 (略)

一 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項並びに第十七条の十二第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第十七条の七及び第十七条の十の規定による命令に関する事務

三 法第十七条の十二第一項において準用する法第十条第二項の規定による期間の短縮に関する事務

四 八 (略)

3 (略)